

亘理町監査委員告示 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年 6月 3日

亘理町監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成28年5月27日（金）及び30日（月）の2日間

2 監査の対象

平成27年度における財政援助団体（町が財政援助を与えた団体）の中から団体を抽出し、次のとおり監査を実施した。

(1) 亘理土地改良区 3件

管理体制整備型強化支援事業補助金

亘理町震災復興計画事業（ほ場整備）支援補助金

逢隈西部地区高度経営体農地集積促進事業補助金

(2) 亘理郡農業振興公社 1件

いちごファーム運営事業業務委託料

(3) 荒浜地区まちづくり協議会 1件

荒浜地区まちづくり支援業務委託料

3 監査の内容

上記財政援助等の補助金等について、亘理町補助金等交付規則に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記財政援助団体等の補助金等の経理について、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。

亘理土地改良区

第1 監査の概要

1 監査の対象

亘理土地改良区の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 管理体制整備強化支援事業補助金	14,544,000円
(2) 亘理町ほ場整備支援事業補助金	5,000,000円
(3) 逢隈西部地区高度経営体農地集積促進事業補助金	35,684,000円

2 監査の実施日

平成28年5月27日(金) 午前9時53分から午前11時22分まで

3 実施した監査手続

亘理土地改良区の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、農林水産課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有する農業水利施設の適正な維持管理と、地域住民意識の変化に対する環境と協和への配慮や水難事故防止の強化を図るもの。
- (2) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業荒浜北部地区外7地区に係る事務費等に充て地区内受益者の負担軽減を図ると共に農業経営の安定を図るもの。
- (3) 経営体育成基盤総合整備事業逢隈西部地区の事業費償還に充て、地区内受益者の負担軽減を図ると共に農業経営の安定を図るもの。

2 監査の結果

亘理土地改良区の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

亘理郡農業振興公社

第1 監査の概要

1 監査の対象

亘理郡農業振興公社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) いちごファーム運営事業業務委託料 22,435,000円

2 監査の実施日

平成28年5月27日（金）午後1時25分から午後3時58分まで

3 実施した監査手続

亘理郡農業振興公社の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、農林水産課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

いちごファームは、いちご生産団地のモデル施設として整備されたもので、新しい生産方式の研修および生産に係る新技術の導入・実践・研究を行い、新技術の普及に向けた研修を行うとともに、担い手の育成と新たな生産体系の構築を図るものとし、被災して離職したいちご生産農家の雇用機会を創出するもの。

2 監査の結果

亘理郡農業振興公社の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

荒浜地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

荒浜地区まちづくり協議会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり推進事業委託料 10,612,000円

2 監査の実施日

平成28年5月30日(月) 午前9時30分から午前11時00分まで

3 実施した監査手続

荒浜地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

震災等緊急雇用対応事業に基づき、労働者の雇用確保に対し町と業務委託契約締結していることに加え、復興に向け、まちづくり協議会を拠点として、地域住民が主体となり、持続的な地域コミュニティの再構築を図り、被災地の地域づくりを推進している。

また、地区の住民相互の交流と活動を通して、連帯感を高め、生活環境の保持・改善に努め、地域文化と福祉向上に資する為、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体に推進している。

2 監査の結果

荒浜地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。